

議案第 22 号

日出町総合計画審議会条例の一部改正について

日出町総合計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町総合計画審議会条例の一部を改正する条例

日出町総合計画審議会条例（平成 26 年日出町条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「審議する」を「審議し答申するものとする」に改める。

第 4 条第 2 項中「し、又は任命」を削り、同項第 5 号を次のように改める。

（5） その他町長が必要と認める者

第 4 条第 3 項中「又は任命」を削り、同条に次の 2 項を加える。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 町長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解嘱することができる。

（1） 委員から辞職の申出があったとき。

（2） 心身の故障のため、職務の遂行ができなくなったとき。

（3） 第 2 項第 3 号又は同項第 4 号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、当該各号に掲げるものでなくなったとき。

(4) その他町長が委員としての適格性を欠くと認めるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

本審議会の適正かつ公正な審議を実現するために条例を改正したので提出する。